

使用料・手数料検討会の報告について

1 使用料・手数料改定の視点（1ページ）

使用料・手数料については、行政サービスの受益者負担における住民相互の負担の公平性や適正化を図るため、原則として4年ごとに見直しを行っている。今回の改訂にあたっては「いたばしNo.1実現プラン2025」における「経営革新計画」編で定められた「受益者負担の適正化」の推進に向け、経営革新本部設置要綱に基づき「使用料・手数料検討会」を設置し、検討を行った。

今回の使用料改定による財政効果については、施設の改修や備品の購入に充てるなど、サービス・機能向上により還元する。

2 見直しの範囲（1ページ）

（1）検討対象

原則として、区独自で改定を行っている使用料および手数料

（2）検討対象外としたもの

- ①23区で統一的に定めているもの
- ②法令等により別途算出方法が定められているもの
- ③別途、他の検討組織等で見直しを行うもの

3 料金の算定方法（2ページ）

（1）使用料

使用料の算出方法は、下記事項に基づき、施設の維持管理に関する原価計算を行い、現行料金と原価との割合を比較したうえで、その割合別に改定率を定めて算定した。

- ①原価は、維持管理費（物件費・光熱水費）、職員人件費（再任用職員含む）、減価償却費とした。
- ②維持管理費は、令和5年度決算値に基づき算出し、1件あたり100万以上の投資的経費については、正確なフルコストを把握するため、原価に含めることとした。なお、固定資産台帳に記載されている設備等に係る経費は、減価償却費に含まれるため除外した。
- ③職員人件費は、令和5年度の給与平均額を用い、当該施設の維持管理に直接従事する職員分のみを算入した。なお、共済費・退職手当引当金については、職員個人にかかる経費であり、使用料に転嫁することが適切ではないため、従来どおり、給与平均額を用いた。
- ④減価償却費は、固定資産台帳に記載されている額を元に算出した。なお、正確なフルコストを把握するため、建物だけでなく、造作物についても含めることとした。
- ⑤算定にあたっては、施設利用日数や利用人数を考慮し積算を行い、類似施設におい

ては料金の均衡を図るなどの調整を行った。

(2) 手数料

手数料は特定の者に提供する役務に対して料金を徴収することから、下記により算定した。

① 1 件あたりを処理するための所要経費（物件費及び職員人件費）を原価とした。

② 特定の者が受ける役務の受益性を勘案し、他区の手数料を参考に手数料額を算出した。

4 検討結果（3 ページ）

(1) 改定率

最大改定率を 1.4 倍と 2 倍の 2 パターンに分けて検討を行ったが、利用者への負担を考慮し、1.4 倍を採用した。

(2) 施設別受益者負担率

従前は受益者負担率の目標値は一律 80%としていたが、今回の改定では、施設の必需性・市場性により分類し、「非市場的かつ選択的」または「市場的かつ必需的」に該当する施設は受益者負担率を 80%、「市場的かつ選択的」に該当する施設は 90%に設定した。

(3) 区外住民料金の設定について

施設運営を区税により負担していることから、区外住民と区民利用との公平化を図るため、新たに区外住民料金について導入を検討したが、施設の団体登録要件における区民と区外住民の分類が統一されていないことなどにより、公平性の確保が難しいことから今回の導入は見送ることとした。

(4) 土日祝日料金の設定について

土日祝日に利用者が集中する状況を改善するなど、平日の利用者との利用率の平準化を図るため、土日祝日料金について導入を検討したが、料金設定による平日への利用者誘導の効果が薄いことが想定されるため、今回の導入は見送ることとした。

(5) 子ども、子育て家庭への配慮について

少子化対策の一環として、子どもや子育て家庭に配慮し、子ども料金について検討を行った結果、子ども料金については、一律で現行料金据え置きとした。

(6) 激変緩和措置について

現行料金が高額な施設について、最大改定率 1.4 倍とすると値上げ幅が高額となってしまうことから、現行料金が 5,000 円以上かつ、2,000 円以上の値上げ幅となる場合については、激変緩和措置を適用することとした。

(7) 駐車場使用料

近隣駐車場料金の動向や、区の駐車場運営における収支状況等を総合的に勘案し、現行料金据え置きとした。

(8) 手数料

主に区独自で設定できる手数料について原価を算定し、現行料金との比較を行ったが、原価と現行額に大きな乖離がなく、また他区の手数料の設定状況を総合的に勘案した結果、現行料金据え置きとした。

また、繁忙期等の窓口の混雑緩和のため、証明書発行等におけるコンビニ交付の利用促進策として発行手数料の値下げを検討したが、コストバランスが悪く効果も限定的であることから導入は見送ることとした。

(9) 東板橋公園運動場・赤塚体育館少年運動場について

現在無料となっている2施設について、受益者負担の観点から、施設の大規模改修終了後から有料化することとした。

(10) ふれあい館について

ふれあい館は老人福祉法に基づく老人福祉センターA型施設であり、無料もしくは低額な料金での使用を法定されていることから、現行料金据え置きとした。

5 改定に伴う効果額（6ページ）

(1) 使用料

①平均改定率 125.6%

②改定後平均原価割合 48.6%（改定前39.3%）

③平均年度効果額 132,292千円（H28改定時13,878千円）

うち収入増 52,575千円（直営施設増収見込額）

支出減 79,717千円（指定管理者導入施設増収見込額）

④改定の内容

検討対象項目 1,057項目（27条例）

ア 増額するもの 848項目

イ 現行料金と同額で据え置いたもの 180項目

ウ 減額するもの 29項目

※使用料の改定による財政効果については、施設改修や備品購入に充てるなど、サービス・機能向上により還元する。

6 改定の実施時期（6ページ）

(1) 改定期日

令和7年4月1日

(2) 新・旧料金の適用期日

原則令和7年4月1日以降の利用分で、令和6年12月31日までに利用申請を受け付けた場合は従前料金とし、令和7年1月1日以降の受付分から新料金適用とする。ただし、予約期間が長期にわたる場合には施設ごとの判断となる。